

防医総総第6号

56.1.9

医学教育部長  
病 院 長 殿  
教 務 部 長

防衛医科大学校長

## 教官の外国留学に関する暫定要領について（通達）

改正 平成元年 5月29日  
平成 5年 4月 1日  
平成 7年 3月31日  
平成 8年10月 1日  
平成23年12月27日  
平成24年 4月 6日  
令和 3年 3月30日  
令和 5年 6月30日

標記について、別紙のとおり定めたので、当分の間、これにより実施されたい。

添付書類：別紙「教官の外国留学に関する暫定要領」

写送付先：教務課長、事務部長

## 教官の外国留学に関する暫定要領

(趣旨)

**第1条** この規定は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の准教授、講師（常時勤務する者に限る。）又は助教（以下「教官」という。）の研究能力等の向上を目的とする外国留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義及び種類)

**第2条** この規定で「留学」とは、教官がその専攻する専門分野等について調査研究し、研究能力等を向上させることを目的として外国の大学、研究所その他の公共的な教育機関又は学術研究機関において調査研究に参加することをいい、長期留学と短期留学とに区分する。

2 長期留学とは、3月以上1年以内（防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が特に必要と認める場合は2年以内）の期間留学することをいう。

3 短期留学とは、3月未満の期間留学することをいう。

(資格)

**第3条** 留学することのできる者は、留学予定年度の4月1日において大学校に1年以上在職することとなる教官で原則として50歳以下の者とする。

2 前項に規定するもののほか、当分の間、留学予定日において在職1年に達する者及び55歳以下の者を含めることができる。

(留学候補者の推薦及び決定)

**第4条** 学科目及び講座の長並びに動物実験施設長並びに診療科及び中央診療施設として置かれる部の長並びに防衛医学研究センターの部門の長（以下「講座等の長」という。）は、留学候補者の不在中の職務補充当を充分考慮して選考し、留学予定年度の前年度1月末日までに留学候補者推薦書（別記様式第1）により学校長（医学教育研修センターの所掌にあっては医学教育研修センター事務部総務係、防衛医学研究センター所掌にあっては防衛医学研究センター事務部総務係経由）に推薦するものとする。

2 学校長は、当該推薦に基づき留学予定者を決定するものとする。

(決定の変更等)

**第5条** 講座等の長は、留学予定者の前条第1項に規定する留学候補者推薦書に記載された事項を変更する事由が生じた場合は学校長（医学教育研修センターの所掌にあっては医学教育研修センター事務部総務係、防衛医学研究センター所掌にあっては防衛医学研究センター事務部総務係経由）に申し出るとともに、その指示を受けなければならない。

2 講座等の長は、留学予定者の留学を取り消す必要が生じた場合前項に準じて処理するものとする。

(研究報告書の提出)

**第6条** 留学者は、帰国の日から1月以内に研究報告書(別記様式第2)を学校長(医学研究センター所掌にあつては医学研究センター事務部総務係、防衛医学研究センター所掌にあつては防衛医学研究センター事務部総務係経由)に提出しなければならない。

**附 則**

この通達は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成8年10月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和5年7月1日から施行する。



別記様式第2 (第6条関係)

研 究 報 告 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

職 名  
氏 名

期 間	研究機関 (所在地)
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
調 査 研 究 題 目	
研 究 概 要 (記入できない場 合には別紙を使 用する。)	
所 見	